

公布された条例のあらまし

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）

- 1 公職選挙法が改正されることとなったことに伴い、佐賀県議会議員の選挙区の区域を定めることとした。（題名及び第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。